部落差別(同和問題)の現状

(1)いまだ残る部落差別

部落差別解消推進法の第1条では、「現在もなお部落差別が存在 するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化 が生じている」と現在における部落差別に対する認識を示しました。 同法の第6条を踏まえて実施された調査に基づき2020(令和2)年6月 に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書 |に よると、「部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の 傾向は認められない |が、インターネット上で行われた事案の割合は 増加傾向にあるとしています。意識調査の結果を見ると、「正しい理解 は進んでいると認められる」とする一方、「小理面における偏見、差別 意識は依然として残っている」としています。また、「インターネット上で 部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接する ことにより、差別意識を植え付けられる可能性 |についても言及されて います。

今後とも、差別意識の解消については、人権という観点からの教育・ 啓発をより一層進めることが重要です。

部落差別の現状 該当数(4.157人)

質問:あなたは、現在でも部落差別があると思いますか。

部落差別はいまだにある 73.4%

部落差別は もはや存在しない 24.2%

> 無回答 2.4%

出典: 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(法務省) (https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf)

(2)結婚や就職の差別

人は自らの意思で親や故郷(出生地)を選ぶことはできません。その 故郷を人に言えない、故郷が分かると結婚や就職で差別を受けるとい うことはあってはなりません。

ところが、同和地区出身であることを理由として、婚約者から婚約を 破棄され、差別的な発言を受けたという相談が法務局になされると いった事例があります。

先の「部落差別の実態に係る調査」でも、法務省の人権擁護機関 において取り扱った部落差別等に関する人権侵犯事件のうち、結婚・ 交際に関する差別は約10%前後を占めています。また同調査の一般 国民に対する意識調査では、「交際・結婚相手が旧同和地区出身者 であるか否か気にすると答えた人の割合が15.7%に上っており、この ような意識が結婚差別につながる可能性があります。

1975(昭和50)年頃、全国の被差別部落・同和地区とされる所在地 などを記載した「部落地名総鑑」と称する冊子が発行され、相当数の 企業が購入していたことが発覚しました。冊子はすぐに回収され処分さ れましたが、掲載されていた「情報」は企業での採否決定に悪用される など就職差別につながるものでした。就職差別は、生活に関わる問題 であり、場合によっては命をも奪いかねない問題でもあることを私たち 一人一人が十分に認識する必要があります。

「部落差別の実態に係る調査 | でも、地方公共団体への調査で 雇用に関する相談が一定数あること、一般国民に対する意識調査 で加害・被害経験の事例としても就職・職場に関するものも一定数見 られることが報告されています。

就職の差別